

## 西宮市健康ポイント事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康増進、介護予防及び健康寿命の延伸を目的として実施する西宮市健康ポイント事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイント 本事業に参加する者（以下「参加者」という。）が、市が指定する健康づくりに関する活動に取り組むことにより取得できるもの
- (2) 活動量計 歩数を計測し、記録するための機器であって、市が指定したもの
- (3) スマートフォンアプリ 参加者自身のスマートフォンにダウンロードした、歩数を計測し、記録するための専用のアプリ

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、市長は、本事業を適切に運営できると認められる民間事業者等に委託することができる。

### (対象者)

第4条 本事業の対象者は、当該年度4月1日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者

### (参加の申込み)

第5条 本事業への参加を希望する者は、活動量計による参加又はスマートフォンアプリによる参加のいずれか一方を選択するものとする。

2 本事業への参加を希望する者は、市が別に定める期間において、当該各号に定めるいずれかの方法で参加の申込を行うものとする。

- (1) 参加申込書兼同意書を市の事務の委託を受ける事業者で構成する西宮市健康ポイント事業運営事務局へ郵送等により提出する方法
- (2) 西宮市健康ポイント事業専用ウェブサイトに登録する方法

### (参加の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込を受け付けたときは、第4条に定める本事業の対象者であること、及び次の各号のいずれかに該当することを確認し、参加の可否を決定す

る。

- (1) 市が配布した活動量計の受領及び登録の双方を終えたこと
- (2) スマートフォンアプリのダウンロード及び登録の双方を終えたこと
- (3) 市が配布した活動量計を既に所有している場合にあつては、登録を終えたこと

2 市長は、申込内容に虚偽があると認めるときは、本事業に参加させないことができる。

(参加者の負担)

第7条 参加者は、参加に係る経費の一部を負担する。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

2 参加者が本事業のサービスの参加者でなくなった場合、参加者の負担した経費の返金はしない。

(活動量計の管理)

第8条 市が配布した活動量計の所有権は、当該活動量計を受領した時に参加者に帰属するものとし、参加者は善良な管理のもと活動量計を取り扱わねばならない。

(活動量計の再配布)

第9条 市が配布した活動量計の再配布は原則として行わない。ただし、活動量計に不具合が生じたときその他再配布がやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 参加者は、市が配布した活動量計を第三者に譲渡してはならない。

2 参加者が、前項の規定に違反したときは、市長は当該参加者の参加登録を抹消することができる。

(ポイントの付与)

第11条 本事業におけるポイントは、活動量計又はスマートフォンアプリにより計測された歩数、西宮いきいき体操の参加、健康づくりイベントへの参加、各種健診の受診及びその他市が別に定める内容に応じ、参加者に付与する。

2 歩数に応じたポイントは、活動量計で計測された歩数を市内各所に設置された専用リーダー等で読み込ませた者又はスマートフォンアプリから歩数をデータ送信した者に付与する。

3 健康づくりイベントへの参加など、歩数以外の事由については、市が別に定める方法によりポイントを付与する。

4 歩数及び活動等に応じて付与するポイントの詳細は別に定める。

5 ポイント付与の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、付与されたポイントは、次期に繰り越すことはできない。

6 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与し、又は譲渡してはならない。

(ポイントの交換)

第12条 参加者は、付与されたポイントを市が別に定める基準により、賞品等に交換することができる。

(参加登録の変更及び抹消)

第13条 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加登録を変更又は抹消することができる。

- (1) 退会の申出があった場合
- (2) 西宮市外へ転出した場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 1年以上継続して、本事業のサービスを利用しなかった場合
- (5) 偽りその他不正の手段により、ポイントの付与を受けた場合
- (6) その他、市長が必要と認めた場合

2 軽易な登録内容の変更は参加者が行うものとする。

(免責)

第14条 市は、参加者が事業に参加するに当たり発生した事故について、一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(対象者の特例)

2 令和4年10月1日から令和5年9月30日における対象者は、第4条第1号の規定にかかわらず、「65歳以上」とあるのは「70歳以上」とする。